

固定資産税の縦覧・閲覧制度と審査申出制度

縦覧制度については、納税者が他の人の土地や家屋の評価額との比較を通じて、自分の土地や家屋の評価が適正かどうかを確認していただく制度です。ただし評価額のみでの縦覧なので所有者の特定はできません。また、土地のみを所有している方は土地、家屋のみを所有している方は家屋の評価額を土地・家屋価格等縦覧帳簿により縦覧できる制度です。

閲覧制度では、借地・借家人等に対して、使用又は収益の部分についての固定資産税の課税内容が閲覧できます。

その他、固定資産評価審査委員会へ審査申出ができる制度もあります。具体的には次のとおりです。

◎縦覧制度(土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧)	◎閲覧制度(固定資産課税台帳の閲覧)
縦覧期間 4月1日(火)～4月30日(水) (土・日曜日、祝祭日を除く) 縦覧場所 役場 総務課 税務係 縦覧時間 午前8時30分～午後5時15分まで 縦覧できる人 町内に資産を所有する納税義務者(納税者)とその代理人及び同居の親族。 縦覧内容 土地は地番、地目、地積、価格。家屋は地番、種類、構造、床面積、価格。	閲覧期間 随時(土・日曜日、祝祭日を除く) 閲覧場所 役場 総務課 税務係 閲覧時間 午前8時30分～午後5時15分まで 閲覧できる人 ①固定資産税の納税者本人とその代理人 ②借地人・借家人(家屋の敷地の閲覧を含む) ③固定資産を処分できる人(所有者、商法の管理人、破産管財人など) 閲覧内容 土地は所有者、所在、地番、地目、地積、評価額、課税標準額 家屋は、所有者、所在、種類、構造、床面積、基準年度の価格、課税標準額
※縦覧・閲覧しようとする人は、本人確認のできる証明書(運転免許証、パスポート、官公庁発行の写真入り身分証明書、納税通知書など)の提示が必要です。また、借地・借家人の方は賃貸借契約書が必要となります。 なお、代理人は代理人選任届(委任状)が必要となります。	

◎審査申出

納税通知書を受け取り、その内容について疑問がある場合にはお気軽に税務担当におたずねください。

なお、納税通知書の内容に不服がある場合は、その賦課決定があったことを知った日(通常は納税通知書の交付を受けた日)の翌日から起算して60日以内に、町長に対して不服の申立てをすることができます。

ただし、固定資産の価格について不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に対する審査の申出(納税通知書の交付を受けた日後60日まで)となりますので注意してください。審査の申出は内容により変わり、評価替基準年度のみ場合があります。

問い合わせ先 総務課 税務係 ☎82-2113(直通)

使わないバイクや軽自動車の廃車について

軽自動車税は、使用している、していないに関係なく、毎年4月1日現在に登録されている所有者にかかります。

使わない車両や名義変更をしていない車両などは、年の途中で変更されても税金は戻りませんので、3月末までに手続きを済ませてください。廃車の手続きをされる場合は、発行されている標識(ナンバープレート)をお持ちください。

車種	届け出先	電話番号
原動機付自転車(125cc以下)	下仁田町役場総務課税務係	☎82-2113
小型特殊自動車・ミニカー		
二輪の軽自動車(126cc以上250cc以下)	関東運輸局群馬運輸支局 前橋市上泉町399-1	☎050-5540-2021(音声案内)
二輪の小型自動車(251cc以上)		
三輪・四輪の軽自動車	(一社)全国軽自動車協会連合会群馬事務所 前橋市野中町322	☎027-261-0505

問い合わせ先 総務課 税務係 ☎82-2113(直通)

役場に直通電話が設置されました

下仁田町役場庁舎内電話番号(ダイヤルイン)



☎82-2111(代)	下記以外、担当課が不明の場合	☎64-8803	// (福祉係)
☎82-2110	総務課(地域安全係・行政係・広報)	☎64-8804	// (高齢者支援係・包括支援センター)
☎82-2112	// (住民係・年金)	☎64-8805	産業振興課(商工観光係)
☎82-2113	// (税務係・徴収係)	☎64-8806	// (農林係・農業委員会)
☎82-2114	会計課	☎64-8807	// (土木管理係)
☎82-2115	教育委員会・教育課	☎64-8808	ガス水道課・水道課
☎64-8800	企画財政課(財政係・入札)	☎64-8809	企画財政課(情報政策係・企画調整係)
☎64-8801	健康課(国保係)	☎64-8810	議会事務局
☎64-8802	// (介護保険係)	☎64-8811	甘楽西部衛生施設組合(ゴミ収集等)

役場庁舎では、上表のとおり担当課(係)に直通電話がかけられるようになりました。
(平日午前8時30分～午後5時15分)

人権擁護委員による常駐相談日について

前橋地方法務局及び群馬県人権擁護委員連合会では、人権擁護委員が法務局に常駐して人権相談を受ける常駐相談日を定めました。

子供に関すること、家庭内や近所のもめごと等人権問題や困りごと等で悩んでいる方はどのようなことでも構いませんので、お近くの法務局までお越しください。専門の相談員である人権擁護委員が皆さんの問題解決のお手伝いをします。

料金は無料で、秘密は固く守ります。

法務局常設相談所へお越しになれない方は、電話でも相談を受け付けておりますので、ご利用ください。

電話相談の場合

みんなの人権110番 0570-003-110

(8:30～17:15 土・日・祝祭日は除く)

問合せ先 前橋地方法務局人権擁護課 ☎027-221-4466

前橋地方法務局人権擁護課	毎日(※月曜日のみ2名)
高崎支局	毎日
桐生支局	毎週木曜日
伊勢崎支局	毎週水曜日
太田支局	毎週月曜日及び金曜日
沼田支局	毎週水曜日
富岡支局	毎週金曜日
中之条支局	毎週木曜日

※常駐相談日以外は、法務局職員が相談を受けております。

下仁田厚生病院からのお知らせ

下仁田厚生病院では、次のとおり職員を募集いたします。

◎看護師・准看護師 (正規職員及びパート職員)

募集人員 5名程度
 申込期間 随時受け付けています。
 ※パート職員の勤務時間については相談に応じます。
 職場見学は随時受け付けます。
 正規職員の身分は地方公務員となります。

◎介護福祉士

募集人員 1名程度(正規職員)
 申込期間 3月10日までに下仁田厚生病院庶務課に履歴書を提出してください。
 ※勤務形態はローテーション勤務(2交替)となります。
 職場見学は随時受け付けます。
 職員の身分は地方公務員となります。

問い合わせ・申込み先 下仁田厚生病院庶務課 ☎82-3555

3月の「保育園子育て応援(保育園体験)」活動計画



「保育園子育て応援(保育園体験)」は、在宅の3歳までの乳幼児と保護者及び妊婦さんが参加できます。参加ご希望の方は、希望される保育園へお問い合わせください。

保育園	馬山保育園	小坂保育園	青倉保育園
会場	保育園ホール	保育園内	保育園内
実施日	3/20(木)	3/14(金)	3/13(木)
時間	10:00~11:00	10:00~	9:50(会場) 10:00(開演)~11:00
対象児	妊婦さんと3才児まで	未就園児	妊婦さん~3才
内容	リトミック	お店屋さんごっこ	観劇「やまねこ座」
	乳幼児の育て方及び在園児との交流	八百屋さん、魚屋さん、おもちゃ屋さん その他、色々の作品を作って 買い物を楽しむ。	会場は青倉保育園ホールです。
準備するもの	運動の出来る服装でお出かけください。		
講師	リトミック講師 田中文華、蟻坂弘江 担当保育士 寒河江恵子		参加ご希望の方は事前にご連絡ください。

■問い合わせ先 馬山保育園 82-2323 小坂保育園 82-2116
 青倉保育園 82-2549 下仁田町役場 健康課福祉係 64-8803(直通)

年金 過去10年分まで 国民年金保険料が 納められます!



国民年金保険料の納め忘れがある皆さまへ
 後納制度とは、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができます。
 この後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。
 (注)老齢基礎年金を受給している方などは対象となりません。
 3年度以上さかのぼって保険料を納付する際は、加算金がかかります。

※毎月の国民年金保険料の納付は、原則として翌月末日までと定められています。納期限までに納めない場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できないことがありますので、滞納のないようお願いいたします。

詳しい内容が知りたい方

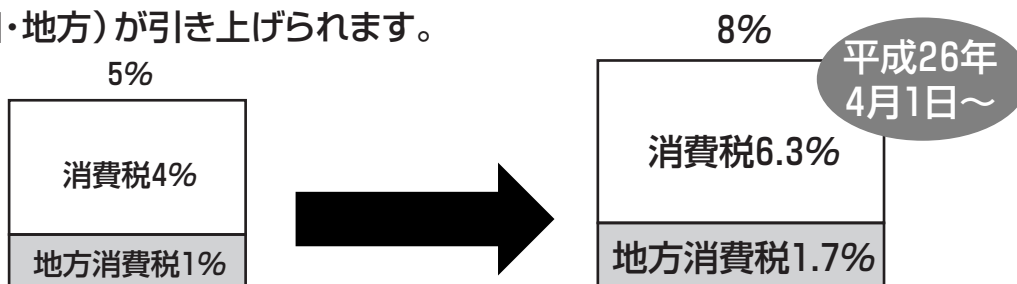
■年金事務所にお問い合わせください。
 高崎年金事務所 (☎027-322-7730)
 ■お電話による相談は「国民年金保険料専用ダイヤル」へ
 (☎070-011-0500)
 受付時間：火~金曜日 午前8時30分~午後5時15分
 月曜日(休日明けの初日) 午前8時30分~午後7時
 第2土曜日 午前9時30分~午後4時

過去に国民年金の未納があるかどうか知りたい方

■「ねんきんネット」をご利用ください。
 ■「ねんきんネット」の利用方法に関するお問い合わせは、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ
 (☎070-0000-5500)
 受付時間：月~金曜日 午前9時~午後8時
 第2土曜日 午前9時~午後5時

消費税率（国・地方）の引上げについて

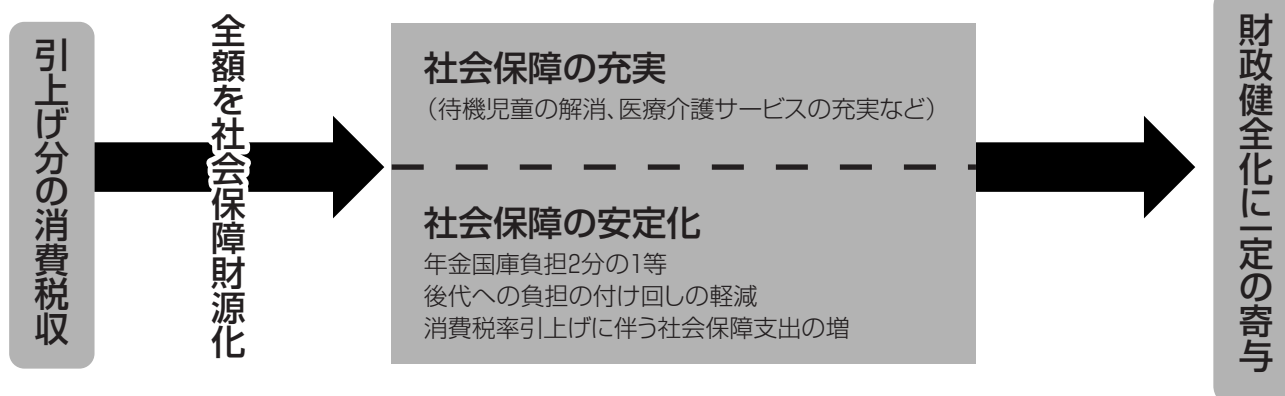
1.消費税率（国・地方）が引き上げられます。



※地方消費税とは、国税である消費税と同様に、事業として行った商品の販売、サービスの提供等の国内取引や外国貨物の引き取りに対して課税される都道府県税です。

※消費税率10%（消費税7.8%・地方消費税2.2%）への引上げについては、改めて経済状況等を総合的に勘案した検討を行います。

2.引上げ分の消費税収（国・地方）はすべて社会保障財源化されます。



3.円滑かつ適正な転嫁にご理解とご協力をお願いします。

○消費税率（国・地方）の引上げに当たって事業者の方々が円滑かつ適正に転嫁できるよう、転嫁、広告・宣伝、価格表示、便乗値上げ等に関する相談窓口を設置しています。

ご相談がある方は以下の相談窓口にお問い合わせください。

消費税価格転嫁等総合相談センター 専用ダイヤル 0570-200-123

【受付時間】 平日9:00～17:00（平成26年3月・4月は土曜日も受付）

※お住まいの地域に応じて、以下の通話料金がかかります。

●固定電話：8.5円～80円/3分間、携帯電話：90円/3分間、公衆電話：30円～220円/3分間

HP上の専用フォーム：<http://www.tenkasoudan.go.jp>（24時間受付）

問い合わせ 産業振興課 商工観光係 ☎64-8805（直通）

公的個人認証サービスの電子証明書の発行を受けている方へ有効期限はだいじょうぶですか？

公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間は、発行日から3年となっております。失効した場合には、国税の電子申告などに使うことができなくなります。更新を希望する方は、住基カード・写真付きの本人確認書類（運転免許証等）をお持ちの上、役場総務課住民係までお越しください。更新受付時間は、午前9時～午後4時30分です。また、住基カードのパスワード（4ケタの数字）及び電子証明書発行時に入力したパスワード（4桁～16桁の英数字）も必要になりますので、ご確認ください。

問い合わせ先 総務課住民係 ☎82-2112（直通）